

法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会 第3回会議配布資料	28
--------------------------------	----

参 照 条 文

参 照 条 文

○ 民法（明治29年4月27日法律第89号）

（監護及び教育の権利義務）

第820条 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。

（居所の指定）

第821条 子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない。

（懲戒）

第822条 親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。

（職業の許可）

第823条 子は、親権を行う者の許可を得なければ、職業を営むことができない。

2 親権を行う者は、第6条第2項の場合には、前項の許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

（財産の管理及び代表）

第824条 親権を行う者は、子の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為についてその子を代表する。ただし、その子の行為を目的とする債務を生ずべき場合には、本人の同意を得なければならない。

○ 少年法（昭和23年7月15日法律第168号）

（少年、成人、保護者）

第2条 （略）

2 この法律で「保護者」とは、少年に対して法律上監護教育の義務ある者及び少年を現に監護する者をいう。

○ 児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）

第6条 この法律で、保護者とは、第19条の3、第57条の3第2項、第57条の3の3第2項及び第57条の4第2項を除き、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。